

連 結 業 務 報 告 書
(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(信用金庫名) _____

(所 在 地) _____

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理 事 長 氏 名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告
いたします。

連 結 業 務 報 告 書
目 次

頁

第1 事業概況書

- 1. 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2. 子会社等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3. 連結自己資本比率の状況・・・・・・・・

第2 連結財務諸表

- 1. 連結財務諸表の作成方針・・・・・・・・
- 2. 連結貸借対照表・・・・・・・・
- 3. 連結損益計算書・・・・・・・・
- 4. 連結剰余金計算書・・・・・・・・

(記載上の注意)

- 1. 法第29条の申請書又は法第87条第1項第6号の規定及び第100条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事長氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2. 連結業務報告書の各様式に記載する金額、件数等は、各様式の中で指定された単位で記載することとし、当該単位未満は切り捨てて記載すること。
- 3. 連結業務報告書に記載する構成比率、増減率等は、小数点第3位以下切り捨てて記載すること。
- 4. 連結業務報告書の様式中、第2の2. 連結貸借対照表、第2の3. 連結損益計算書、第2の4. 連結剰余金計算書に注記すべき事項は、第2の4. 連結剰余金計算書の次に一括して記載することができる。

第1 (年 月 日から) 事業概況書
 (年 月 日まで)

1. 事業の概要

(記載上の注意)

信用金庫及びその子会社等(信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	増減(△)
子 会 社 子 法 人 等 関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

1. 「子会社」とは信用金庫法第32条第6項に規定する子会社を、「子法人等」とは信用金庫法施行令第11条の2第2項に規定する子法人等のうち信用金庫法第32条第6項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは信用金庫法施行令第11条の2第3項に規定する関連法人等をいう(以下同じ。)
2. 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3. 連結自己資本比率の状況

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
		経 過 措 置 に よ る 不 算 入 額		経 過 措 置 に よ る 不 算 入 額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等				

うち、為替換算調整勘定				
うち、退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				

自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
信用金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額				

	うち、上記以外に該当するものの額				
	オフ・バランス取引等項目				
	CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
	中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
	信用リスク・アセット調整額				
	オペレーショナル・リスク相当額調整額				
	リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
連結自己資本比率					
	連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	%		%	

(記載上の注意)

1. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第66条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
3. 遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第43号に規定する遡及適用をいう。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2 連結財務諸表

1. 連結財務諸表の作成方針

信用金庫及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) のれんの償却に関する事項
- (5) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

2 (年 月 日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預け金		預 金 積 金	
買入手形及びコールローン		譲 渡 性 預 金	

買 現 先 勘 定 債券貸借取引支払保証金 買 入 金 銭 債 権 金 銭 の 信 託 商 品 有 価 証 券 有 価 証 券 貸 出 金 外 国 為 替 そ の 他 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 土 地 リ ー ス 資 産 建 設 仮 勘 定 その他の有形固定資産 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア の れ ん リ ー ス 資 産 その他の無形固定資産 退 職 給 付 に 係 る 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 債 務 保 証 見 返 貸 倒 引 当 金	△	借 用 金 売 渡 手 形 及 び コ ー ル マ ネ ー 売 現 先 勘 定 債券貸借取引受入担保金 コ ー マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー 外 国 為 替 そ の 他 負 債 賞 与 引 当 金 役 員 賞 与 引 当 金 退 職 給 付 に 係 る 負 債 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 特 別 法 上 の 引 当 金 繰 延 税 金 負 債 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 債 務 保 証 負債の部合計 (純資産の部) 出 資 金 優 先 出 資 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 処 分 未 済 持 分 自 己 優 先 出 資 自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金 会 員 勘 定 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分 純資産の部合計	△ △
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業的前提(信用金庫法施行規則第31条第2項第5号に規定する継続企業的前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する

場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑤ 貸倒引当金の計上基準
 - ⑥ 退職給付に係る会計処理の方法
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧ ヘッジ会計の方法
 - ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑪ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
 - ⑫ その他採用した重要な会計方針
 - ⑬ 子会社等が採用した会計方針のうちに信用金庫と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (4) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2、第14条の3及び第14条の5から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)
- (5) 金融商品に関する事項
- ① 金融商品の状況に関する事項

- ② 金融商品の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。)
- ③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の5の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。)
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
- (7) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
- (8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ロ(「債権」の定義にあつては、同令第133条第3号ロ)による。
- (9) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (10) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (11) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項
- (13) 信用金庫の理事及び監事との間の取引による当該理事及び監事に対する信用金庫及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、信用金庫との間の総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (14) 信用金庫の理事及び監事との間の取引による当該理事及び監事に対する信用金庫及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金積金は、この限りでない。
- (15) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (16) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (17) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (18) 出資1口当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (19) 事業年度末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (20) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
- (21) 未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処

理額の金額

(22) 以上のほか、信用金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2. 「退職給付に係る負債」には、退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額から、年金資産の額を控除した額を負債として計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額を超える場合には、資産として「退職給付に係る資産」に計上する。
3. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
4. 法令等に基づき、又は信用金庫及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。
6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
7. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併（法第60条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第61条に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に取り扱うものとする。）。
 - (1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫（法第60条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫（法第60条に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）の名称
 - (2) 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額
 - (3) 吸収合併消滅金庫から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨
 - (4) 会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由
8. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。
 - (1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫の名称並びに吸収合併存続金庫を決定するに至った主な根拠

売 現 先 利 息	×	×	×
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	×	×	×
コマーシャル・ペーパー利息	×	×	×
そ の 他 の 支 払 利 息	×	×	×
役 務 取 引 等 費 用	×	×	×
そ の 他 業 務 費 用	×	×	×
経 費	×	×	×
そ の 他 経 常 費 用	×	×	×
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	×	×	×
そ の 他 の 経 常 費 用	×	×	×
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)			×
特 別 利 益			×
固 定 資 産 処 分 益	×	×	×
負 の の れ ん 発 生 益	×	×	×
そ の 他 の 特 別 利 益	×	×	×
特 別 損 失			×
固 定 資 産 処 分 損	×	×	×
減 損 損 失	×	×	×
そ の 他 の 特 別 損 失	×	×	×
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失)			×
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	×	×	×
法 人 税 等 調 整 額	×	×	×
法 人 税 等 合 計			×
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)			×
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (又 は 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失)			×
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失)			×

(記載上の注意)

1. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。ただし、金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫は、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当

該区分ごとの収益の額その他の事項

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
2. 出資1口当たりの親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失を銭単位で注記すること。
 3. 上記のほか、信用金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
 4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。
 5. 法令等に基づき、又は信用金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 6. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併の場合についても同様に扱うものとする。)
 - (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間
 - (2) 当該吸収合併に要した支出額及びその科目名
 7. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併の場合についても同様に扱うものとする。)
 - (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間
 - (2) 吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳
 - (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
 - (4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因
 8. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(単位：千円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	
資本剰余金増加高	
増資による優先出資の発行	
自己優先出資処分差益	
.....	
資本剰余金減少高	
配 当 金	
自己優先出資消却額	
.....	
資本剰余金期末残高	
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	
利益剰余金増加高	
親会社株主に帰属する当期純利益	
.....	
利益剰余金減少高	
配 当 金	
自己優先出資消却額	
.....	
利益剰余金期末残高	

(記載上の注意)

法令等に基づき、又は信用金庫及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。